

国民健康保険税の納め方

国民健康保険税の納付は、**原則、口座振替**です。現在納付書で納められている人は、口座振替のお申し込みをさせていただきますよう、ご協力を願います。

普通徴収 …口座振替や納付書での納付の方法

保険税は年10回に分けて口座振替をします。送付する国民健康保険税納税通知書の中に納付書が同封されている場合は、納付書で取扱金融機関やコンビニエンスストアで納めてください。また、スマホ決済やクレジットカード等でも納付ができます。詳しくはP45をご覧ください。

なお、**口座振替・自動払込で全期一括納付を申し込みされている人は、第1期の納期限が振替日**になります。

各期の口座振替日および納期限

第1期	令和6年7月1日	第6期	令和6年12月2日
第2期	令和6年7月31日	第7期	令和6年12月25日
第3期	令和6年9月2日	第8期	令和7年1月31日
第4期	令和6年9月30日	第9期	令和7年2月28日
第5期	令和6年10月31日	第10期	令和7年3月31日

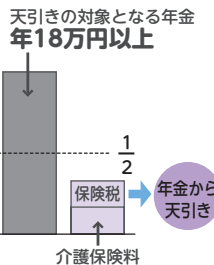
特別徴収 …年金天引きでの納付の方法

年6回の年金支給月に世帯主が受給している年金から国民健康保険税があらかじめ差し引かれます（世帯主が国民健康保険に加入されていない場合は除きます）。

ただし、以下の場合には特別徴収ができませんので、普通徴収となります。

- ①世帯主が75歳に到達する（年度途中に後期高齢者医療制度に加入する）年度とそれ以降
- ②同一世帯内で65歳未満の人が国保に加入している場合
- ③特別徴収対象の年金額が年額18万円未満の場合
- ④介護保険料と国民健康保険税との合計額が特別徴収対象の年金額の2分の1を超える場合

また、複数の年金を受給されている場合は、受給額の多い年金から特別徴収するのではなく、あらかじめ定められた優先順位に基づき決定された年金から特別徴収します。



仮徴収 4月・6月・8月	本徴収 10月・12月・2月
保険税は、市民税課税状況が確定した後、6月に決定します。 したがって、4月・6月・8月は確定した保険税での徴収ができないため、通常は前年度の2月期と同額になり、これを仮徴収といいます。 仮徴収額と10月以降の本徴収額に大きな差が出ると見込まれる場合は、6月・8月期の仮徴収額を増額または減額し、保険税徴収額の調整(平準化)を行う場合があります。	10月・12月・2月は確定した年間保険税から仮徴収分を差し引いた額を3回に分けて徴収します。 これを本徴収といいます。年金から天引きになる人には、国民健康保険税納税通知書兼特別徴収開始通知書を送付します。 なお、6月末の介護保険料の確定後、普通徴収に変更する場合があります。

特別徴収に関するそのほかのこと

- 1「特別徴収」となる世帯でも、申請をすることにより「普通徴収」に変更できます。ただし、金融機関の窓口やコンビニエンスストアでの納付ではなく、口座振替での納付にいただくことが条件となります。**納付書でのお支払いはできません**。また、口座振替が振替不能になるなど、国民健康保険税が未納になった場合、特別徴収に戻る場合があります。希望する場合は金融機関での口座振替のお申し込みと、普通徴収依頼申請が必要です。
- 2所得更正等によって保険税額の変更があった場合、特別徴収から普通徴収に変わる、もしくは特別徴収と普通徴収の併徴となる場合があります。
- 365歳年齢到達日や転入日から数えて概ね6か月から1年後の年金から特別徴収が開始される可能性があります（誕生日や転入日によって特別徴収開始の時期が異なります）。また、特別徴収開始時には事前に通知します。
- 4世帯主が75歳に到達する年度については、特別徴収は行いません。
- 5特別徴収が中止となった場合は、普通徴収(口座振替または納付書)でのお支払いになります。

川西市納税呼びかけセンターを開設

川西市では「川西市納税呼びかけセンター」が電話で納税の呼びかけを行っています。同センター業務は民間委託しており、保険税の納め忘れや納め遅れの人に電話で納税のお願いや口座振替制度・コンビニ収納などのご案内をしています。納期内納付にご協力ください。

また、同センターでは、電話でATM機(現金自動預け払い機)などでの現金の振り込みをお願いすることはありません。

納税呼びかけ
センターです

